

法人名	独立行政法人大学評価・学位授与機構(平成16年4月1日設立) <非特定>(機構長:木村 孟)	<p>文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要</p> <p>項目別評価</p> <p>○ 評価結果</p> <p>1 業務運営の効率化 「業務の効率化」等1つの中項目について、1つの評価項目を設定して評価を実施</p> <table border="1"> <tr> <td>年 度</td><td>平成16</td></tr> <tr> <td>評価結果(項目数)</td><td>A:1</td></tr> </table> <p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 「大学等の教育研究活動等の状況についての評価」「学位授与」等6つの中項目について、27の評価項目を設定して評価を実施。</p> <table border="1"> <tr> <td>年 度</td><td>平成16</td></tr> <tr> <td>評価結果(項目数)</td><td>A+:4, A:15, B:8</td></tr> </table> <p>3 予算、収支計画及び資金計画 「財務内容の改善に関する事項等」等1つの中項目で評価を実施</p> <table border="1"> <tr> <td>年 度</td><td>平成16</td></tr> <tr> <td>評価結果(項目数)</td><td>A:1</td></tr> </table> <p>4 短期借入金の限度額<平成16年度:→></p> <p>5 重要な財産の処分等に関する計画<平成16年度:→></p> <p>6 剰余金の使途<平成16年度:→></p> <p>7 その他業務運営に関する事項 「人事に関する計画」の1つの中項目で評価を実施</p> <table border="1"> <tr> <td>年 度</td><td>平成16</td></tr> <tr> <td>評価結果(項目数)</td><td>A:1</td></tr> </table> <p>《参考》定量的指標の実績(平成16年度)(例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指 標</th><th>中期計画</th><th>年度計画</th><th>実 績</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務の効率化:一般管理費、その他事業費の削減</td><td>毎事業年度につき、一般管理費3%以上、その他事業費を1%以上削減</td><td>平成16年度末において一般管理費3%以上、その他事業費を1%以上削減</td><td>一般管理費:3.24% その他事業費:1.32%</td></tr> </tbody> </table>	年 度	平成16	評価結果(項目数)	A:1	年 度	平成16	評価結果(項目数)	A+:4, A:15, B:8	年 度	平成16	評価結果(項目数)	A:1	年 度	平成16	評価結果(項目数)	A:1	指 標	中期計画	年度計画	実 績	業務の効率化:一般管理費、その他事業費の削減	毎事業年度につき、一般管理費3%以上、その他事業費を1%以上削減	平成16年度末において一般管理費3%以上、その他事業費を1%以上削減	一般管理費:3.24% その他事業費:1.32%
年 度	平成16																									
評価結果(項目数)	A:1																									
年 度	平成16																									
評価結果(項目数)	A+:4, A:15, B:8																									
年 度	平成16																									
評価結果(項目数)	A:1																									
年 度	平成16																									
評価結果(項目数)	A:1																									
指 標	中期計画	年度計画	実 績																							
業務の効率化:一般管理費、その他事業費の削減	毎事業年度につき、一般管理費3%以上、その他事業費を1%以上削減	平成16年度末において一般管理費3%以上、その他事業費を1%以上削減	一般管理費:3.24% その他事業費:1.32%																							
目的	大学等の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、学校教育法第六十八条の二第四項の規定による学位の授与を行うことにより、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目的とする。																									
主要業務	1. 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること。2. 学校教育法第六十八条の二第四項の規定により、学位を授与すること。3. 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。4. 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。5. 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。																									
中期目標期間	5年間																									
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:渡邊 正太郎)																									
分科会名	高等教育分科会(分科会長:佐藤 東洋士)																									
文部科学省独立行政法人評価委員会の評価基準(手法)の概要	<p>項目別評価</p> <p>中期目標、中期計画に定められた各項目の達成度を確認するため、業務内容ごとに指標・評価項目を設定する等により、原則として、次のような5段階評価を行う。</p> <p>なお、必要に応じ、「A+」の評価ができる。</p> <p>(A+:特に優れた実績を上げている) A:中期計画を十分に履行し、中期目標に向かって着実に成果を上げている。 B:中期計画をほぼ履行し、中期目標に向かっておおむね成果を上げている。 C:中期計画を十分には履行しておらず、中期目標達成のために業務の改善が必要 なお、数値目標に関する評価項目については、定量的な指標を用いて客観的な評定基準を設定して評価を行う。</p> <p>[Cー:評価委員会として業務改善の勧告を行う必要がある]</p> <p>総合評価</p> <p>記述式。事業活動、業務運営について、項目別評価の結果等をふまえつつ、法人の業務の実績について評価する。</p>																									

文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<p>総合評価</p> <p>① 評価を通じて得られた法人の今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機構は、我が国において先導的な役割を担う評価機関として、試行的評価等を通じて蓄積したノウハウ等を生かした評価や、他の評価機関との連携協力を積極的に行うことでの役割を果たしてきたが、我が国の大学評価の一層の充実のため、今後は国内的のみならず、国際的にもその先導性を発揮していく必要がある。 ○ 機構は大学評価事業と学位授与事業を2つの大きな事業として行っているが、両事業の連携の在り方について、検討を加えていく必要がある。 ○ 我が国の評価文化の深化のため、評価に関する情報提供をさらに積極的に行うことが求められる。 ○ 学位授与事業において、新しい専攻分野の審査を行える体制の整備、試験場の増設及び「科目等履修生制度の開設一覧」等のウェブサイトへの掲載など、申請者の利便性に配慮した取組を積極的に行っていけることは評価できる。(なお、ウェブサイトの年間アクセス件数は当初計画より約25%増加している。) <p>② 法人経営に関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機構の行う事業は、広く社会に開かれ、各大学等の信頼を得て実施されることが極めて重要であり、大学関係者及び外部の有識者等で構成される評議員会等における意見が業務運営及び大学評価事業、学位授与事業の運営に適切に反映されていることは評価できる。 ○ 独立行政法人化のメリットを生かし、民間から専門性の高い職員を4名採用し、情報関連の体制の充実を図ったほか、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築したことは評価できる。 ○ 機構長裁量経費を計上し、日英高等教育に関する協力プログラムにおける公開フォーラムの開催や職員の海外派遣等に重点配分するなど、機構長のリーダーシップに基づく運営がなされていることは評価できる。 ○ 機構長が、日英高等教育に関する協力プログラムの日本側推進委員会の委員長を務め、また、高等教育の質保証機関の国際的ネットワーク(INQAAHE)の理事に我が国で唯一選出されたほか、国際連合教育科学文化機関(UNESCO)及び経済協力開発機構(OECD)において、高等教育の国際的な質の保証の議論に専門家として参加するなど、高等教育の国際的な質の保証に関し、我が国における代表的役割を果たしたことは評価できる。 ○ 大学等との人事交流の実施にあたっては、評価事業に求められる専門性に鑑み、法人としての長期的なビジョンの下、人事交流者と機構採用職員との適正なバランスが保たれるよう、常に配慮する必要がある。 <p>※「③特記事項」については特になし</p>	<p>政策評価・独立行政法人評価委員会の意見</p> <p>以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育法に基づく認証評価機関として実施する認証評価業務については、他の認証評価機関との間における公正な競争環境を確保するため、今後、法人が用意した財務様式に従い一般管理費も含めて他の業務と厳格に区分して経理されるよう、引き続き、その会計処理の適切性について評価すべきである。 <p>ホームページ 法人:http://www.niad.ac.jp/ 評価結果:http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/05090901/004.pdf</p>
--------------------------	--	--